

## 検討会議の設置について

### 目的

令和8年3月に東武鉄道㈱と「東武東上線朝霞台駅再整備に伴う朝霞台駅周辺エリアにおけるまちづくりに関する協定」を締結し、朝霞台駅周辺の整備及び、福祉等複合施設を含めた近隣の公共施設も含めて一体的かつ総合的に再検討を進めるため。

### 想定する会議員の構成(フェーズ1)

- ・高齢者・地域福祉課
- ・障害福祉課
- ・こども家庭課
- ・こども未来課

※当該所管課等の長が指定する者

※会議内容によって、変更する場合もございます。

### 根拠

#### 朝霞市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会設置要綱

#### (検討会議)

第6条 第3条に規定する所掌事務の実施に必要な調査、研究、検討等を行うため、委員会に検討会議を置くことができる。

2 検討会議の会議員は、公共施設等を所管する課等の実務担当者(当該所管課等の長が指定する者をいう。)をもって充てる。

○朝霞市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会設置要綱	平成28年10月21日 要綱
(設置)	
第1条 公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画(以下「公共施設等総合管理計画」という。)に関して必要な事項を検討するため、朝霞市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。	
(定義)	
第2条 この要綱において「公共施設等」とは、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(平成28年4月22日総務省)に示された公共施設、公用施設その他の市が所有する建築物その他の工作物をいう。	
(所掌事務)	
第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。	
(1) 公共施設等総合管理計画に関すること。	
(2) 前条に掲げるもののほか、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するために必要な事項に関すること。	
(組織)	
第4条 委員会は、別表の職員で組織する。	
2 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ名置く。	
3 委員長は、総務部長の職にある者をもって充て、副委員長は、委員長が指名する。	
4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。	
5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。	
(会議)	
第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。	
2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。	
(検討会議)	
第6条 第3条に規定する所掌事務の実施に必要な調査、研究、検討等を行うため、委員会に検討会議を置くことができる。	
2 検討会議の会議員は、公共施設等を所管する課等の実務担当者(当該所管課等の長が指定する者をいう。)をもって充てる。	

【朝霞台駅周辺の公共施設】

